

— 重要 —

◇弁済業務保証金分担金の返還について

この書類は、分担金が返還されるまで目につく場所等に大切に保管して下さい。

《返還までの流れ》

- 退会から約1～2ヶ月後、官報に「宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告」が掲載されます。(掲載期間:6ヶ月)

※官報と併せて返還予定時期の目安を記載した書類を事務所又はご自宅宛に送付しますので、到着後確認下さい。
- 返還が可能になりましたら、当本部より貴殿に電話連絡をし、必要書類提出依頼及び振込先口座指定用紙を郵送します。
- 貴殿より提出された書類を確認後、指定口座に振り込みます。(書類提出から1～2週間程度要します。)

《返還にあたっての注意事項》

- 法人を解散する予定がある場合でも、分担金返還までは法人及び法人の預金口座を残しておいて下さい。**返還前に法人(及び預金口座)がなくなってしまった場合、返還が不可能となる場合があります。**
- 退会から分担金が返還されるまで最大で約8ヶ月の期間を要します。
 - ・協会からの連絡は原則代表者ご本人宛に行います。
 - ・連絡がつかない場合、返金の手続きを進めることはできません。住所・電話番号等を変更する場合や体調に不安がある方は、当本部までご連絡をお願い致します。

◇住所及び電話番号等変更があった場合は、必ず下記宛ご連絡下さい。

【連絡先】

(公社)全日本不動産協会静岡県本部 ・ (公社)不動産保証協会静岡県本部

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル8階

TEL(054)285-1208 / FAX(054)284-0913

※裏面もご覧下さい。

《返還手続きについて》 参考までにあらかじめお目通し下さい。

○返還の方法：振込のみとなります。

- ・官報掲載料、振込料及び貴殿の当協会に対する未払金等(会費を含む)がある場合はそれらを差し引いた金額を振り込みます。
- ・消費者からの苦情申し出及び税務署・市役所等や一般債権者からの差し押さえがある場合は返金できない場合があります。

《必要書類等について》

○返還の際は、電話連絡後当本部より送付する「振込先口座指定用紙」と共に下記の書類をご提出願います。

○ご提出いただく証明書類(謄本、印鑑証明書、住民票等)は、返還時の最新のものが必要となりますので、県本部より書類提出依頼の連絡が入った後に取得して下さい。

個人会員の場合： 返還先⇒代表者

- ・代表者ご本人の「住民票」及び「印鑑証明書」

法人が現存している場合： 返還先⇒法人口座

- ・「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」及び「法人の印鑑証明書」

法人を解散している場合： 返還先⇒法人(清算人名義)口座

- ・清算人が登記されている履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- ・清算人の印鑑証明書 ※法務局発行のもの

※注意：当方より分担金をお支払いするまで、清算終了はしないで下さい。

※注意：返還先は、清算人名義の法人口座となりますので、法人の通帳の代表者名義を清算人に変更しておいて下さい。

(例) 株式会社 ○○不動産 代表清算人 ○○太郎

法人が破産している場合： 返還先⇒破産管財人

- ・管財人が登記されている破産法人の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
- ・「破産管財人の印鑑証明書」及び「破産管財人証明書」 ※裁判所発行のもの